

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則

職員^(一)の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日^(二)を定める規則(人事課)

現業職員^(三)の給与に関する規則の一部を改正する規則(〃)

◇教委規則

現業職員^(四)の給与に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 一 給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一関係)
- 二 初任給の基準に係る給料月額を現行「一〇二、二〇〇円」から「一〇六、六〇〇円」に引き上げることとした。(別表第三関係)
- 三 単身赴任手当の額を職員の給与に関する条例の適用を受ける

者の例によるものとする^(一)こととした。(第四条関係)

四 この規則は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用すること。ただし、三の改正は、平成二年四月一日から施行することとした。

規 則

職員^(一)の給与に関する条例等^(二)の一部を改正する条例の施行期日^(三)を定める規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十二号

職員^(一)の給与に関する条例等^(二)の一部を改正する条例の施行期日^(三)を定める規則

職員^(四)の給与に関する条例等^(五)の一部を改正する条例(平成元年十二月鳥取県条例第二十四号)の施行期日は、平成元年十二月二十五日とする。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	95,500	177,800	219,500	266,600
2	98,500	185,800	228,000	275,900
3	101,400	193,800	236,400	285,300
4	103,400	202,100	244,700	294,700
5	106,600	210,700	252,800	304,100
6	110,000	219,100	260,900	313,500
7	113,500	236,400	265,600	322,700
8	117,300	244,700	274,700	331,800
9	121,700	252,800	283,800	340,400
10	126,300	260,900	293,000	346,600
11	132,100	265,600	302,300	356,300
12	139,000	274,700	311,600	365,500
13	146,500	283,800	320,600	374,500
14	153,200	293,000	329,200	381,900
15	158,700	302,300	337,200	388,800
16	168,400	311,600	343,600	393,400
17	175,900	320,600	349,600	397,700
18	183,400	329,200	354,900	402,000
19	190,600	337,200	361,000	406,200
20	197,700	343,600	366,400	410,000
21	203,900	349,600	371,100	
22	219,100	354,000	375,300	
23	227,300	358,200	379,500	
24	235,400	362,300	383,700	
25	243,200	366,400	387,400	
26	252,800	370,400		
27	260,900	374,400		
28	268,900	378,000		
29	276,900			
30	284,500			
31	291,800			
32	299,100			
33	305,000			
34	310,500			
35	315,500			
36	319,600			
37	323,500			
38	326,900			
39	330,000			
40	333,200			
41	336,400			
42	339,500			
43	342,500			
44	345,300			

鳥取県規則第七十三号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則 (昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)

の一部を次のように改正する。

第四条中「通勤手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。

別表第一を次のように改める。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 次

別表第三の表中「一〇二、二〇〇円」を「一〇六、六〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

（給与の内払）

5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定

に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

6 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
338,500 円	348,100 円	371,100 円	381,600 円	380,300 円	391,100 円	402,400 円	413,800 円
341,300	350,900	374,700	385,200	384,000	394,800	406,200	417,600
344,100	353,700	378,300	388,800	387,700	398,500	410,000	421,400
346,900	356,500	381,900	392,400	391,400	402,200	413,800	425,200
349,700	359,300	385,500	396,000	395,100	405,900	417,600	429,000

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十九号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「通勤手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	95,500	177,800	219,500	266,600
2	98,500	185,800	228,000	275,900
3	101,400	193,800	236,400	285,300
4	103,400	202,100	244,700	294,700
5	106,600	210,700	252,800	304,100
6	110,000	219,100	260,900	313,500
7	113,500	226,400	265,600	322,700
8	117,300	234,700	274,700	331,800
9	121,700	242,800	283,800	340,400
10	126,300	250,900	293,000	346,600
11	132,100	265,600	302,300	356,300
12	139,000	274,700	311,600	365,500
13	146,500	283,800	320,600	374,500
14	153,200	293,000	329,200	381,900
15	158,700	302,300	337,200	388,800
16	168,400	311,600	343,600	393,400
17	175,900	320,600	349,600	397,700
18	183,400	329,200	354,900	402,000
19	190,600	337,200	361,000	406,200
20	197,700	343,600	366,400	410,000
21	203,900	349,600	371,100	
22	219,100	354,000	375,300	
23	227,300	358,200	379,500	
24	235,400	362,300	383,700	
25	243,200	366,400	387,400	
26	252,800	370,400		
27	260,900	374,400		
28	268,900	378,000		
29	276,900			
30	284,500			
31	291,800			
32	299,100			
33	305,000			
34	310,500			
35	315,500			
36	319,600			
37	323,500			
38	326,900			
39	330,000			
40	333,200			
41	336,400			
42	339,500			
43	342,500			
44	345,300			

別表第三の表中「二〇二、二〇〇円」を「一〇六、六〇〇円」に、「九四、四〇〇円」を「九八、五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 平成元年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。
- 4 (切替期間における異動者の号給等)
切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」とい

う。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

6 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
338,500 円	348,100 円	371,100 円	381,600 円	380,300 円	391,100 円	402,400 円	413,800 円
341,300	350,900	374,700	385,200	384,000	394,800	406,200	417,600
344,100	353,700	378,300	388,800	387,700	398,500	410,000	421,400
346,900	356,500	381,900	392,400	391,400	402,200	413,800	425,200
349,700	359,300	385,500	396,000	395,100	405,900	417,600	429,000

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県 【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】